

【 商工労働観光部 】

<p>件 名</p>	<p>人材育成研修について</p>
<p>申立概要 【受理 29.3.27】</p>	<p>京都府委託事業に参加したが、研修生に対し、パワハラ、セクハラ、日本国憲法違反、著作権法違反等があった。 これらの件について文書を送付したが、回答がないため事実関係を調べられたい。</p>
<p>確認事項</p>	<p>発注者として京都府が受託事業者に照会したところ、違法行為等の事実はない旨の回答があり、また、府の関係機関に対して同様の訴えはなく、法令等に抵触すると断定できるような事実はなかったと判断していることを確認した。 なお、文書については、平成29年3月31日付けで回答されていることを確認した。</p>
<p>結果 (意見・要望) 【通知 29.4.14】</p>	<p>申立てから回答までに半年以上が経過していることから、質問、要望等について回答に長期間を要する場合には、状況について途中経過を報告する等、迅速かつ丁寧な対応をするよう要望。</p>